

国立大学の入学手続に係る郵送受付の拡大

【相談申出要旨】

私たち家族は東北地方に居住しており、息子が平成21年度の千葉大学入学試験に合格したので、入学手続を郵送で行うことを考えた。

しかし、千葉大学に照会したところ、担当者から、大学に直接出向いて手続を行うよう教示されたため、やむなく入学手続のためだけに新幹線を利用して、千葉大学に出向くこととなり、多額の費用を要した。

他の国立大学では、入学手続を郵送で受け付けている大学もあり、また、千葉大学は全国から学生が集まる大学でもあるので、次年度以降の入学者のために、入学手続の郵送受付を認めてほしい。

【本 事 案 の 処 理 概 要】

- ※ 申出を受けた東北管区行政評価局では、大学の所在地を管轄する千葉行政評価事務所に処理を依頼（平成21年6月）
- ※ 千葉事務所から千葉大学へ申入れ（平成21年7月）

（申入れの主な内容）

平成22年度入試の入学手続から、やむを得ない事情により、本人が来学できないなどの理由がある場合、入学手続関係書類の郵送受付を認めるよう措置すること。

（千葉大学における改善）

「千葉大学個別学力検査等実施要領」を改訂し、平成22年度入試の入学手続から、原則として書類の持参による入学手続は維持するが、合格者からの問い合わせを受けた結果、経済上の理由で来学が困難であり、また在住地が遠方であるなど、やむを得ない理由であると学部で判断できる場合は、特例として入学手続関係書類の郵送受付を認めることとした。（平成21年11月回答）

1 入学手続関係書類受付方法の別（平成22年度）

郵送・持参の別	国 立 大 学
持参 (19大学)	宮城教育、東京医科歯科、東京外国語、東京学芸、東京芸術、東京工業、東京海洋、電気通信、一橋、岐阜、愛知教育、滋賀、滋賀医科、京都、京都教育、大阪教育、奈良教育、奈良女子、岡山
郵送 (21大学)	東北、茨城、筑波、筑波技術、宇都宮、東京、東京農工、お茶の水女子、横浜国立、山梨、信州、富山、静岡、浜松医科、福井、大阪、広島、山口、九州、佐賀、熊本
郵送又は持参 (42大学)	北海道、北海道教育、室蘭工業、小樽商科、帯広畜産、旭川医科、北見工業、弘前、岩手、秋田、山形、福島、群馬、埼玉、千葉、新潟、長岡技術科学、上越教育、金沢、名古屋、名古屋工業、豊橋技術科学、三重、京都工芸繊維、神戸、兵庫教育、和歌山、鳥取、島根、徳島、鳴門教育、香川、愛媛、高知、福岡教育、九州工業、長崎、大分、宮崎、鹿児島、鹿屋体育、琉球

(注) 1 各国立大学(82大学)のホームページに掲載されている平成22年度学生募集要項に基づき、当局が作成した。

2 1の方法で確認がとれなかった大学については、電話で聴取した結果に基づき、当局が作成した。

2 入学者選抜実施に関する文部科学省の通知等

(1) 文部科学省（高等教育局大学振興課）

- 国公立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、毎年度、「大学入学者選抜実施要項」を決定し、各国公立大学長に通知。

「平成23年度大学入学者選抜実施要項について」

(平成22年5月21日 22文科高第206号 文部科学副大臣通知)

(抄)

第10 募集要項等

2 入学手続

- (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。

※ 平成12年度より郵送による手続方式を通知。

(2) 社団法人国立大学協会

- 独自に、毎年度、「国立大学入学者選抜実施要領・実施細目」を総会で決定し、入学者選抜に係る実施ガイドラインとして各国立大学長に通知。

「国立大学の入学者選抜についての平成23年度実施要領・実施細目について」
(平成21年6月17日 国大協企画第40号 社団法人国立大学協会入試委員会委員長通知)

- ◇ 前期・後期の受験機会の複数化を目的とした「分離分割方式」が円滑に行われることを主な内容としており、入学手続の方法については示していない。
- ◇ しかし、入学手続業務に密接に関連するものとして、①各大学の合格・入学手続者の大学入試センターへの通知、②同センターから大学に「入学手続完了者資料」を提供するために、入学者選抜についての実施日程（業務の流れ）を示している（別図参照）。

(注) 「平成24年度向けの同実施要領・実施細目」については、平成22年6月28日付けで通知済み。

(3) 各大学における「入学者選抜要項」及び「募集要項」

- 文科省及び国大協の通知に基づき、各国立大学は、自校の特性・自主性を考慮した「入学者選抜要項」を7月31日までに、また、「募集要項」を12月15日までに発表。

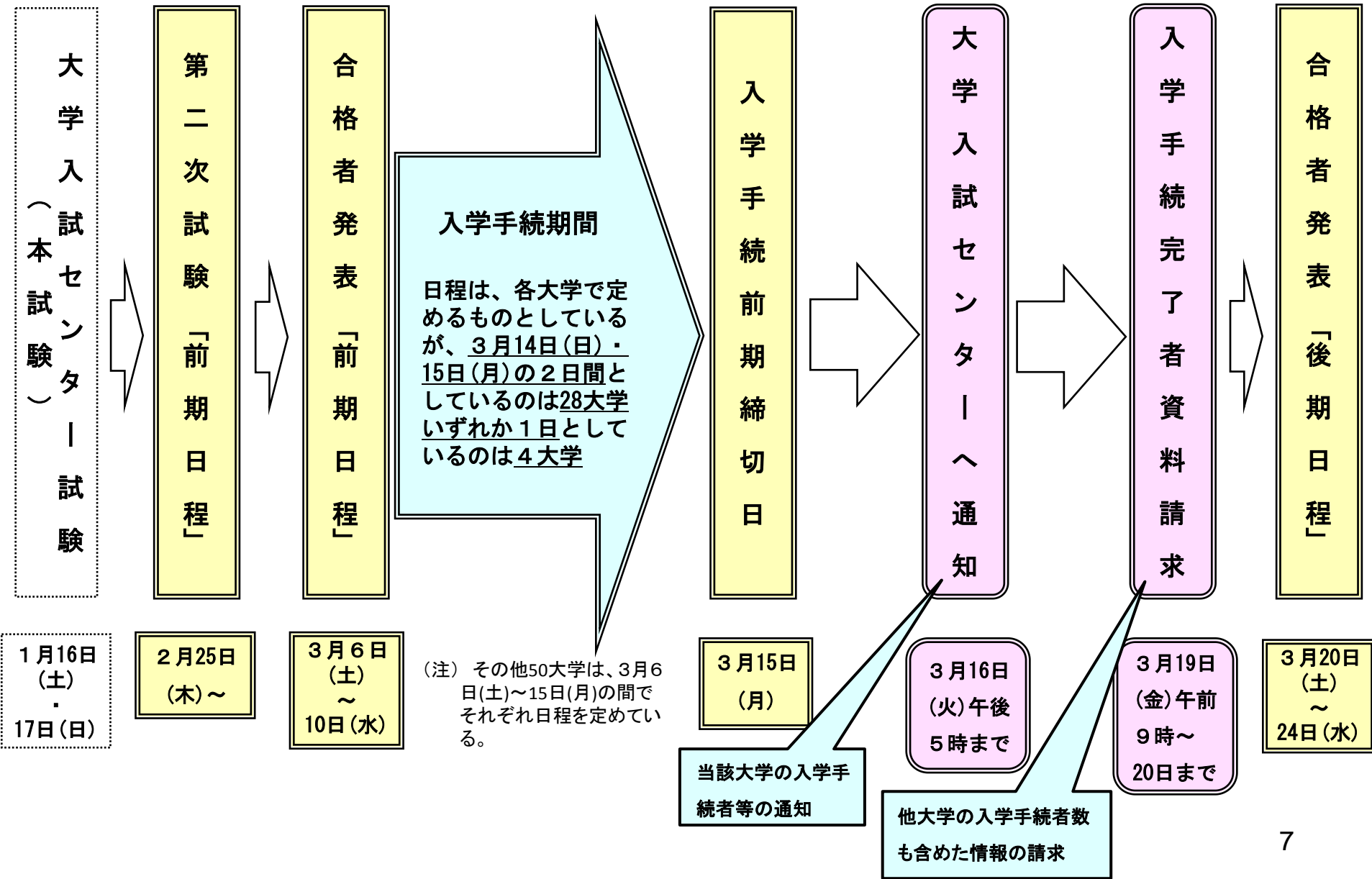
受験希望者へ配布したり、大学のホームページに掲載するなどにより広く提供。

- ※ 国立大学は各大学ごとに法人化し、国立大学法人設立
(平成16年4月1日)

◇ 「入学者選抜要項」：学力検査の実施教科・科目、試験方法、試験日程等入学者選抜に関する基本的事項の決定内容

◇ 「募集要項」：入学者受入方針、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験場、入学検定料その他入学に要する経費や納入手続・期限など入学志願者が出願や入学手続時に必要な事項の決定内容

別図 国立大学入学者選抜日程の概要(平成22年度前期)



3 入学手続関係書類の受付に関する状況

(1) 入学手続書類を持参受付としている大学の主な理由(平成22年度・前期)

A 大学	入学の意志確認、書類の記入内容チェックを手続期間内で確実にを行うため。
B 大学 (外2校)	本人確認、学生証に使用する写真撮影、入学の意志確認、誓約書の受理 等。
C 大学 (外2校)	書類の記入内容のチェックを期間内で確実にを行うため。後援会費・同窓会費の収納事務 等。
D 大学	入学の意思確認。16日までに大学入試センターへ入学手続完了者の通知。
E 大学	13日合格発表、14日・15日手続日程の中で、郵便事故のおそれがある郵送より持参が確実。
F 大学	入学の意思確認、書類の記入内容チェックについて、郵送では対応が難しい事態が懸念。
G 大学 (外1校)	書類の記入内容チェックを期間内に確実にを行うほかに、授業料免除希望等の相談対応 等。
H 大学	「振込確認書」により入学料の振込状況で入学の意志確認後、直接窓口で合格通知書及び入学手続書類を交付、後日、書類の受付対応。
I 大学	書類の記入内容チェックを期間内に確実にを行うため。学生寮確認のためにも来学持参が好都合。
J 大学 (外2校)	大学入試センターへ期限内に報告するため。郵送受付の場合、間に合わないケースが懸念。
K 大学	入学手続時、センター試験受験票に押印し返却。郵送の場合、受験票の郵送手間や郵送料が発生。
L 大学	現行方式に対する不満や苦情等の声はなく、特段の問題は感じていないため。

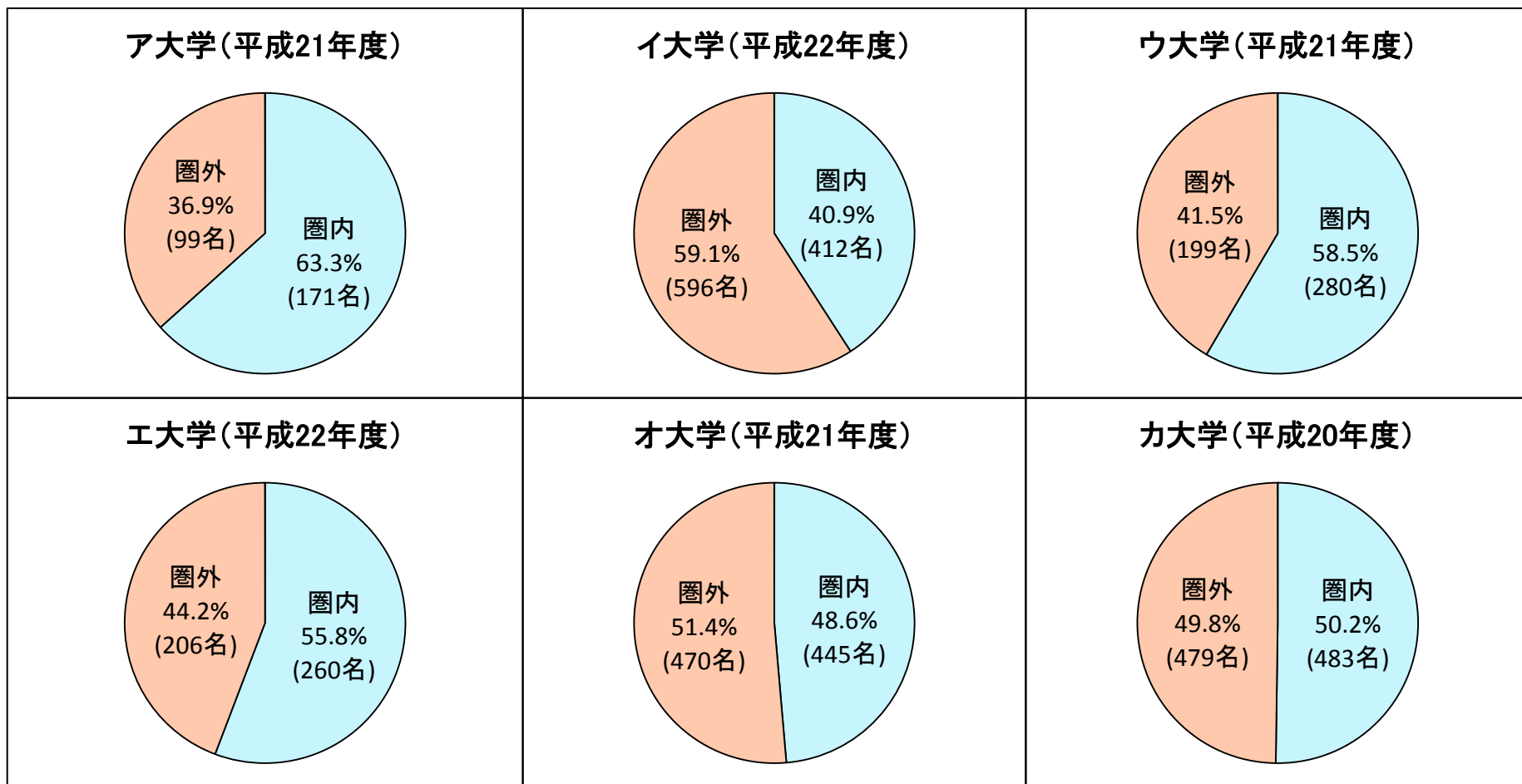
(注) 入学手続書類を持参受付としている国立大学への聴取結果に基づき、当局が作成した。

(2) 入学手続に際し郵送を認める大学の受付状況（平成22年度）

a 大学	昭和50年代から持参及び郵送受付。郵送による問題はない。期日までに書類が届かない場合、本人に電話し入学の意思確認。
b 大学	10年以上前から持参及び郵送受付。入学手続書類は、速達で送付し書留で返送するよう案内。
c 大学 (外1校)	全国からの入学希望者の利便を図るため、従来から原則郵送受付。
d 大学	従来から持参及び郵送受付。特に郵送による事故はない。期日までに入学手続を行わない者には、電話で入学の意思確認。
e 大学	平成22年度から、学生の要望に応え、従来の持参から原則郵送による受付方式に変更。出納部門で入学金の納入が確認され入学手続書類が未着の者には、電話で入学の意思確認、未納者は入学意志なしと取り扱う。また、従来は入試課職員以外の応援も得て窓口対応、郵送受付後、応援職員の必要もなくなり、今年の場合、14日(日曜)の出勤の必要もなくなった。
f 大学	平成14年度から遠方合格者の声に応え、持参方式に加え郵送受付も開始。
g 大学	平成19年度から原則郵送での受付方式に変更。事務の省力化や入学希望者の利便性に配慮、書留等であればトラブルが生じにくく、締切日を過ぎて書類が届くケースは毎年数件程度。
h 大学	平成22年度から持参に加え、郵送受付開始。入学希望者のニーズや他の大学の状況を考慮、事務の省力化が主な理由。締切日を過ぎて書類が届くケースには、個別の事情に応じて対応。
i 大学 (外2校)	郵送による受付は、5、6年前から実施。 締切日を過ぎて書類が届いた場合でも大学入試センターへの報告期限に間に合うものは対応。

(注) ホームページでは入学手続方法が確認できなかった国立大学への聴取結果に基づき、当局が作成した。

【参考】地域別入学者数



(注) 1 東京に所在し、入学手続書類を持参受付としている国立大学のうち、ホームページで都道府県別入学者数が分かる大学について、当局が作成した。

2 「圏内」は東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県出身の入学者数、「圏外」は左記4都県以外出身の入学者数を指す。

4 文部科学省の意見

- 各大学が実施する入学者選抜については、入学手続の方法も含めて、当該大学の教育理念や教育目的に基づいて、それぞれの大学の判断と責任において、その在り方を検討し、かつ実施されることが基本である。
- 他方で、文部科学省では、大学入学者選抜を実施する上でのガイドラインとして、国公立大学や高等学校関係者等の審議を踏まえ、毎年度「大学入学者選抜実施要項」を策定し各大学に通知しているが、この中で入学手続については、「入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続きも認めるなど弾力的な実施に配慮する。」と規定し、各大学に配慮を求めているところである。

視覚障がい者に対する金融機関職員による 代筆の推進

【委員意見要旨】

視覚障がい者の方が、金融機関で口座開設をするため、身体障害者手帳と印鑑を提示した上で、窓口職員に申請書の代筆を頼んだところ、自筆が原則だと断われ、口座開設をあきらめざるを得なかったという事例があった。しかし一方では、視覚障がい者が代筆を申し入れた場合、代筆をしてくれる金融機関もあるようである。

身体障害者手帳等の本人確認資料を提示していれば、住所、氏名は確認でき、自筆、代筆どちらでも支障はないように思われる。視覚障がい者の方が金融機関窓口で代筆を求めた場合には、どこの金融機関でも応じられるようにしてほしい。

【本件は、行政相談委員意見から選定したものである。】

委員意見に対する金融庁回答(平成18年)

- ① 視覚障がい者への金融機関窓口での代筆等の取組みは、利用者利便の向上や企業の社会的責任の観点から有意義なものと認識している。他方、利用者利便の向上や企業の社会的責任の遂行のためにどのような取組みを行うかは、各金融機関の経営判断によるものであり、当庁より統一的な対応を求めることは困難と考えている。また、金融機関が主体的に利用者利便の向上に取り組むことが継続的な利用者利便の向上の観点からも重要と考えている。
- ② 既に、金融機関では、視覚障がい者も含めた顧客の利便性向上に向けて、窓口での代筆や視覚障がい者対応ATMの設置等種々の施策に取り組んでいるものと承知している。
- ③ 金融庁においても、これまでも各金融機関の視覚障がい者に配慮した取組みに関し、金融団体との意見交換会の機会等での要請や各行の取組み状況のフォローアップに努めるとともに、CSR(企業の社会的責任)事例集の公表等により金融機関の取組みを公表している。

このような当庁の取組みや頂戴したご意見を踏まえつつ、各金融機関が自らの経営判断に基づき、障がい者の方々に配慮した取組みをより一層充実させていくことが重要と考えている。

金融庁の取組状況

前述の金融庁の取組状況(平22. 7確認)

- 金融団体との意見交換会の機会等で要請
金融団体との定期的な意見交換会において、口頭で要請(銀行3回、信金2回、信組3回)。
- 各行の取組み状況のフォローアップ
半期に一回各行の取組状況のフォローアップを行い、代筆依頼があった場合の対応状況等についてヒアリング調査を実施。(6ページ参照)
- CSR(企業の社会的責任)事例集の公表
公表されているCSR事例集には、代筆の事例は掲載されていない。

金融機関担当者のコメント ①

平成22年6月、当省において金融機関担当者に電話聴取したところ、次のようなコメントがあった。

(代筆を行っているもの)

- 視覚障がい者の方が商品のすべてを理解・判断できるような場合は、職員が代筆する場合もあるが、個別の判断となる。
- 体に障がいがあるなど、書類に自署が困難な場合に、内部のマニュアルに基づき上司の立会いの下、代筆による取引を行っている。
- 窓口職員のほか担当上司を含めて代筆の可否を判断し、可とした場合、取引内容等を十分にご案内・ご理解いただき、お客さまの面前で代筆を行ったうえ、必要な事務処理後に、手続完了の説明を改めて行い認識のズレがないよう補完している。
- 職員以外の方(親族等の同伴)に代筆してもらうことを原則としているが、単独でご来店した場合で代筆することがやむを得ないと認めるに足る事由がある場合に限って、職員の代筆を認めているが、必ず複数名の職員で応対し、記録等を補記する取扱いとしている。
- 代筆の事務取扱規程を定めて、これに基づき代筆を行っている。

金融機関担当者のコメント ②

(代筆を行っていないもの)

- 視覚障がい者の方を想定していなかった。内規はないが、家族の方と来てほしい。
- 職員が「代筆」することはない。横領などの事件の場合「代筆」があることにより職員が抗弁できなくなるため。複数の職員の立ち会いであっても、組織ぐるみの犯罪と見なされてしまう蓋然性が高いため認めていない。

(代筆に関し参考となる消極的な実情)

- 全国銀行協会HPの「視覚障害者向けサービスのお問い合わせ先」に電話したところ、回答が得られず、本店又は口座開設支店に電話するよう案内された。
- 金融庁との意見交換では、代筆による犯罪に関する話をきいている。

金融機関における内部規定の整備状況

金融庁の視覚障がい者等に配慮した取組みに関する調査結果（平成22年4月末）

●目や手が不自由な方への代筆に関する内部規定の整備状況＜預金取引＞

業態	内部規定あり		内部規定のうち、複数職員による関与を規定	
	整備率	前回調査(H21.9)からの増減（数）	整備率	前回調査(H21.9)からの増減率（数）
都市銀行等 （5行）	100%		100%	
地域銀行	約93%	▲約1% P （▲2行）	約94%	+約1% P （▲1行）
協同組織金融機関	約49%	+約1% P （+1機関）	約89%	+約2% P （+4機関）

【参考】地域銀行の内部規定整備行数が2行減少しているのは、合併に伴って減少したものであり、内部規定整備行は実質的には減少していない。

（注1）「内部規定中、複数職員による関与を規定」欄は、代筆に関する内部規定が「有」と回答した金融機関のうち、複数の職員が関与するとされていると回答した金融機関。

※ 金融庁では、代筆に関する内部規定がない金融機関であっても、大宗が運用において認めているとしている。

視覚障がい者団体からの意見聴取(22.7.6)

- 民間金融機関については、7年程前に全国銀行協会に要請した結果、「行員2人の立ち会い
で代筆代読の対応を行う」等制度化が進んでいるようである。その内容に差はないようである。
一部に末端まで徹底されていないところがあるようである。東京の都市銀行はよいが、地方
(特に関西)の銀行・信金等での周知徹底が悪く、苦情が発生している。
- 金融機関での代筆に関する苦情が頻発してきたのは、本人確認が厳しくチェックされるよう
になった7年程前からで、これ以前はあまり苦情は聞いたことはなかった。
- 現在の相談状況は、月1回程度である。ただ、親類の代筆で対応した場合や他の金融機関
を利用することで、自主的に解決している場合があるなど、潜在化しているものもあると思う。
- 毎年開催される大会において「代筆」の要請を決議し、金融庁への要請を行っているが、今
年も5月に要請を行った。

参考(今年の要請内容(抜粋))

すべての金融機関において、視覚障がい者のための代読、代筆が認められるようにしていただきたい。また、そうした合理的配慮を確実なものとするために、代読、代筆を法的に位置付けていただきたい。

金融庁の意見（平成22年度）

平成22年6月14日回答

金融庁としては、視覚障がい者の方々に配慮した取組みを進めていくことは、企業の社会的責任の観点から重要と考えている。

このため、利用者利便の向上等の観点から、視覚障がい者等に配慮したATMの設置状況や代筆に関する内部規定の整備状況の確認、CSR事例集の公表を行うとともに、金融団体との意見交換会にて視覚障がい者の方々への配慮を含め社会的責任を踏まえた取組みを促している。

引き続き、上記のような金融庁の取組みや、視覚障がいを持つ方の実情・ご要望を踏まえつつ、各金融機関が自らの経営判断に基づき、視覚障がい者の方々に配慮した自主的取組みをより一層充実させていく取組が必要であると考えている。

公共サービス窓口の取組み等

内閣府の障害者施策推進本部では、「障害の状況から自筆が困難な場合には、本人の意思を確認して、可能な限り代筆を行います。」「代筆した場合には、その内容を読み上げ、内容を確認してもらいます。」(平成17年4月「公共サービス窓口における配慮マニュアル」)としている。

↓
公共サービス窓口の取扱いを踏まえて

全国銀行協会では、「代筆を可能とし、各行の内規に従うこととします。」(平成18年3月「銀行におけるバリアフリーハンドブック」)としている。

緊急人材育成支援事業における 支援給付金の支給要件の見直しについて

【相談申出要旨】

緊急人材育成支援事業による職業訓練を平成21年10月から12月までの間受講した。職安からは、月の訓練日数の8割以上出席すれば、訓練・生活給付金が毎月10万円支給されるという説明を受けたが、10月と11月は給付金が支給されたものの、12月については、訓練日数16日の8割に当たる13日出席したにもかかわらず給付金が支給されなかった。

職安に照会したところ、訓練最終月に当たる12月は、最初の10日間の訓練日数の8割以上の出席が必要であるが、3日間欠席したため支給されないとの回答であった。

このような説明は受けていないし、何故、訓練最終月だけ支給要件を最初の訓練日数10日間の8割以上の出席としなければならないのか納得できない。

1 緊急人材育成支援事業の概要

○ 平成21年5月、雇用保険を受給できない者（非正規離職者、長期失業者など）等に対する職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施するため、平成21年度第一次補正予算で「緊急人材育成・就職支援基金」（7,000億円）創設

※現在 基金約3,500億円（第一次補正予算の見直し閣議決定により、約3,500億円自主返納）

○ 平成21年7月から当面3年間を目途とする緊急・暫定的措置として基金により、職業訓練（「基金訓練」）と訓練期間中の生活保障のための訓練・生活支援給付金の支給、訓練・生活支援資金の融資等を行う緊急人材育成支援事業を実施

《基金訓練》

専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会の訓練実施計画の認定を受けて実施。

（訓練内容）

- 1 職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など）を習得するための3か月の訓練
- 2 医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業、その他地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための6か月～1年の訓練

2 訓練・生活支援給付金の概要

(1) 支給対象要件

以下のすべてに該当する者

- ① ハローワークに求職登録しており、所長のあっせんを受けて、基金訓練又は公共職業訓練を受講する者
 - ② 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当の受給ができない者
 - ③ 世帯の主たる生計者
 - ④ 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下である者
- 等

(2) 給付金額等

- 被扶養者のいる者 月額 12万円
- それ以外の者 月額 10万円
- 受給資格認定件数: 44, 156件
(平成22年4月20日現在)

(3) 支給要件

- 訓練開始月は、1日以上訓練に出席すれば支給
- 訓練開始月以降は、1算定基礎月(※)における訓練への出席日数が8割以上必要。8割に満たない場合、それ以後支給されない。
- 訓練最終月は、前の算定基礎月の出席日数が8割以上で、かつ、最終月の最初の訓練日数10日間のうち8割以上の出席が必要
- 算定基礎月の訓練日数が10日に満たない場合支給されない。
※ 訓練開始日を起算日として、翌月の応当日までを1算定基礎月(8月3日訓練開始の場合、8月3日から9月2日まで)として算定

3 訓練開始後の訓練・生活給付金の申請と給付の流れ

《相談者のケース＝平成21年10月2日訓練開始12月24日訓練終了：訓練日数55日》

	10/2	11/1	12/1	12/15	12/24	
	①訓練開始月 (1回目訓練日数:20日間)		②訓練2か月目 (2回目訓練日数:19日間)		③訓練最終月 (3回目訓練日数:16日間)	訓練終了 (訓練日数:55日間)
現 行	10/5 ■ 第1回目申請	11/4 ■ 第2回目申請	(④10日間)		12/17 ■ 第3回目申請	算定基礎日数 (49日間)
	10/19 ■ 第1回目支給 (1日以上出席)	11/18 ■ 第2回目支給 (①の8割以上出席)			1/4 ■ 第3回目支給(②の8割以上 と④の8割以上出席)	
改 善 案 (例)	10/5 ■ 第1回目申請	11/4 ■ 第2回目申請	12/3 ■ 第3回目申請		12/28 ■ 第4回目申請	
	10/19 ■ 第1回目支給 (1日以上出席)	11/18 ■ 第2回目支給 (①の8割以上出席)	12/17 ■ 第3回目支給(5万円) (②の8割以上出席)	12/17 ■ 第4回目支給(5万円) (③の8割以上出席)	1/11 ■	

4 厚生労働省の意見

- ・ 訓練最終月の支給要件を最初の訓練日数10日間の8割以上の出席としたのは、当該月の訓練への8割以上の出席を確認後に支給するとした場合、支給までの期間が約2か月と長くなるためである。
- ・ 支援給付金の支給に関しては、公共職業安定所等の関係機関に、訓練最終月の給付金の支給をどのようにすべきかを含めその改善について意見を聴取しているところである。
- ・ 緊急人材育成支援事業については、非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障行う求職者支援制度の創設に向けた検討を行うとする政府の方針を受け、平成23年度以降新たな恒久的な制度としていくため、現在、労働政策審議会で審議していただいているところである。